

## 浜松市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松市地区計画等の案の作成手続に関する条例及び同条例規則の運用について必要なものを定める。

(地区計画等の原案の縦覧等に係る意見書の提出)

第2条 条例第3条に規定する意見書は、次に掲げる方法により、縦覧の場所に提出するものとする。

- (1) 郵送。ただし、縦覧期間満了の日までに到着したもの
- (2) 直接持参。ただし、縦覧期間満了の日の執務時間内までに持参したもの

(地区計画等の原案の作成)

第3条 条例第4条第1項各号の規定による地区計画等の原案を申し出るもの(以下「申出者」という。)は、原則として、同意を得る前に市長とあらかじめ協議を行うこととする。

2 条例第4条第1項各号の規定により申し出された地区計画等の原案は、原則としてその地区計画等の原案を条例第2条の規定により縦覧するものとする。ただし、次の各号のとおり止むを得ないと認められるときは、申出者との協議により変更したものを縦覧することができる。

- (1) 表現方法等が、意図していたものと明らかに違う場合
- (2) 公共の福祉に明らかに反している場合
- (3) 意見書等で正当なものと認められる指摘があった場合
- (4) その他、誤字脱字など同意の趣旨が変わらない範囲で行う軽微な変更の場合

(地区計画等に関する申出)

第4条 規則第2条第2項第4号に規定する市長が必要があると認めるものは、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 申出のための議決内容がわかる議事録
- (2) 住民の意向等がわかるもの
- (3) 地区カルテ
- (4) 申出案の事前の協議の内容がわかるもの

2 申出の前に、明白かつ正当な理由による反対意見があった場合は、市長と事前に協議調整するものとする。

( 申出時の一定割合の同意 )

第 5 条 条例 4 条第 1 項第 1 号ア及び同項第 2 号に定める土地利用協議会 ( 以下「協議会」という。 ) は、規則第 3 条の規定による一定割合の同意のための対象者 ( 以下「同意対象者」という。 ) を、浜松市住民協議推進条例第 2 条第 1 号に規定する地区住民のうち地区内に存する土地又は建物の所有者の世帯を代表するものを把握した上で、全ての地区住民に同意のための文書を通知等で周知し、可能な限り同意を得ることとする。

2 協議会は、前項の規定による同意対象者のうち、協議会で把握できない不在権利者等については、市長へ調査依頼することができる。

3 前項の規定による調査で把握した不在権利者等への情報提供及び意見聴取は、市長が行うものとする。

( 申出の案の審査及び措置決定等 )

第 6 条 市長は、条例第 4 条第 1 項の規定により申し出された地区計画等の原案について、規則第 2 条及び施行規程第 4 条第 1 項各号について、地区ごとの審査基準により審査した上で、申出に対する措置を決定するものとする。

2 市長は、条例第 5 条の規定により措置を決定したときは、原則として申出のあった日の翌日から 2 週間以内に通知する。ただし、それ以上の期間を要するときは、理由を付してその旨を上記の期日以内に通知するものとする。

( 細則 )

第 7 条 この施行規程策定にあたり、条例及び条例施行規則の運用のために特に必要なものは審査会へ報告するものとする。

附則

この施行規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。